

きのくに生活情報誌

くらしのとびら

2007 春 号

発行

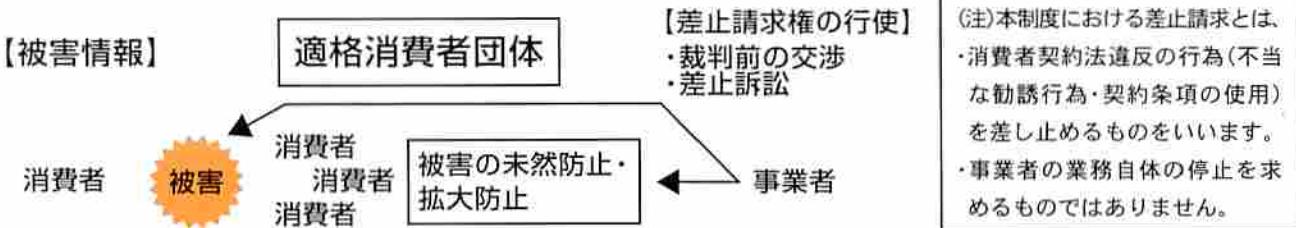
和歌山県環境生活部共生推進局
県民生活課
〒640-8585 和歌山市小松原通1-1
TEL (073)432-4111

「きのくに生活情報誌 くらしのとびら」はインターネットでもご覧いただけます
<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031300/bukka/049.html>

消費者団体訴訟制度が導入されます

事業者の不当な行為により被害を受けた消費者については、消費者契約法により個別的・事後的に救済することはできましたが、被害の広がりを防止することは困難であったことなどから、消費者契約に関連した同種の被害が多数発生しています。このような消費者被害の発生・拡大を防止することを目的に、消費者契約法の一部が改正され、一定の消費者団体(適格消費者団体)に、事業者の不当な行為に対する差し止め請求権を認める「消費者団体訴訟制度」が平成19年6月7日から施行されます。

消費者団体訴訟の流れ



消費者団体訴訟制度とは

内閣総理大臣が認定する「適格消費者団体」が、消費者契約法に違反する事業者の不当な行為に対し、差止請求権を行使できる制度です。

消費者契約法に違反する行為とは

【不当な勧誘行為】

- ①不実告知(重要事項について、事実と異なることを告げること。)
- ②断定的判断の提供(不確実な事項につき断定的判断を提供すること。)
- ③不利益事実の不告知(不利益となる事実を故意に告げないこと。)
- ④不退去(退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、その場から退去しないこと。)
- ⑤監禁(退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場から退去させないこと。)

【不当契約条項の使用】

- ①事業者の損害賠償責任を免除する条項
(いかなる理由があっても事業者は一切損害賠償責任を追わないものとする条項等。)
- ②消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等
(消費者が解約した場合、支払済の代金を一切返金しないとする条項等。)
- ③消費者の利益を一方的に害する条項
(賃貸借契約において、借主に過重な原状回復義務を課す条項等。)

☆被害を受けた消費者個人が訴えを提起することは、お金・専門的知識・時間など、多くの場合において困難であり、結果的に被害者が泣き寝入りすることになりやすい。本制度の導入により、適格消費者団体によって適切に活用され、消費者の利益の擁護がより一層図られることが期待されます。

消費者団体訴訟制度は、内閣府ホームページに詳しく掲載されています。
<http://www.consumer.go.jp/seisaku/cao/soken/index.html>

春の新生活、こんなトラブルにご注意!

春の新入学生、新社会人の皆さんが新しい生活をスタートする季節です。

でも、あなたたちをこんなトラブルが待ち構えているかもしれません。

「ちょっといいかな?
今時間ある?」



■キャッチセールス

路上で「アンケートに協力して」などと声を掛け、営業所等に誘い商品の購入を迫る。

「ねえ、会おうよ♪」



■デート商法

出会い系サイトなどを利用し、デートを装って呼び出し商品購入の契約をさせる。

「友達を紹介すれば、手数料が入るよ!」



■マルチ商法

「会員を増やし商品を売れば必ずもうかる。」などと勧誘する。

「分割だから
大丈夫ダヨネ!」



■多重債務

クレジットカードでの商品購入や自動契約機での金銭の借り入れなどにより借金が重なり支払いができないくなる。

消費者トラブルを未然に防ぐために

消費生活に関する情報にも関心を持ちましょう!

- ①不審なメールや見知らぬ異性からの電話は要警戒
- ②「無料」などの甘い言葉の安易な信用は禁物
- ③友人などからの勧誘でも、いらない時は断る勇気が大切
- ④契約は、その場で結ばず、よく検討

「困った」と思ったときには、
早めに消費生活センターに相談しましょう!

和歌山県消費生活センター 073-433-1551

和歌山県消費生活センター紀南支所 0739-24-0999

【日曜日消費生活相談】

県では、毎週日曜日に架空請求や訪問販売等に関する電話相談を開設しています。

○開設日:毎週日曜日(年末年始を除く) ○時間:10:00~16:00

○電話番号:073-433-1551

電話相談のみ

地上デジタルテレビ放送移行を利用した悪質商法にご注意下さい!

地上デジタルテレビ放送は平成18年12月までに全国都道府県庁所在地で放送が開始されています。その後放送エリアを順次拡大し、平成23年7月24日までに現行のアナログテレビ放送は終了します。

地上デジタルテレビ放送への移行に便乗した架空請求や機器等の悪質訪問販売などに注意して下さい。

◆◆トラブルに巻き込まれないためのポイント◆◆

- 機器をすべて買い換える必要はありませんが、アナログテレビ放送終了までに専用チューナー等をつける必要があります。
- 公的機関等が費用負担を請求することはありません。

税務職員を装った「振り込め詐欺」にご注意ください

— 税務職員を装った不審な電話にご注意ください —

税務職員を装い、現金自動預け払い機(ATM)を操作させ振込みを行なわせる「振り込め詐欺」による被害が発生しています。

税務職員が納税者の皆様に電話でお問い合わせする場合は、提出していただいた申告書等を基にその内容をご本人に確認することを原則としております。

◆◆トラブルに巻き込まれないためのポイント◆◆

- (1) 還付金受取のために金融機関等の現金自動預け払い機(ATM)の操作を求めることがありません
- (2) 国税の納税のために金融機関の口座を指定して振込みを求めることがありません

ご不審な点があるときは、所轄の税務署まで電話等によりお問い合わせください。



還付金の受取のためにATMの操作を求めることがありません。



還付金をATMで受けとれますよ。
操作の仕方は…



電話によりATMを操作するよう誘導し、現金を振り込ませる詐欺が発生しています！



納税のために金融機関の口座を指定して振込みを求めることがありません。



現金の催促状が届いたのですが…

至急■×●▲へ
振り込んでください!
さもないと…



国税庁・国税不服審判所・国税局・税務署の職員を装い、税金の支払を求める詐欺が発生しています！

消費生活センター養成講座のご案内

※受講料は無料

■ 消費生活センターとは…

高齢者などがうける悪質商法による被害を未然に防止するため、消費者問題について知識を習得し、地域での啓発の担い手として活動していただける方です

○開催日時・場所

開催場所	日 時
①田辺市	平成19年6月28日(木)～29日(金)
②那智勝浦町	平成19年7月11日(水)～12日(木)
③橋本市	平成19年7月18日(水)～19日(木)
④和歌山市	平成19年7月26日(木)～27日(金) 時間はいずれも、午前10時～午後4時

○応募資格

地域で活動する福祉関係団体職員、消費者問題に关心があり、地域における啓発活動に取り組む意欲のある方で2日間受講できる方

○申し込み期限

19年5月31日(木)

※申込、お問い合わせは県庁県民生活課 (TEL 073-441-2345) まで

消費者啓発講座・消費者啓発ビデオのご案内

高齢者や学生など一般消費者を対象とした、「悪質商法にあわないために」、「最近の消費者相談の事例について」などの「消費者啓発講座」に講師を派遣しています。

また、悪質商法の事例をわかりやすく紹介した啓発用ビデオの貸出を行っております。

※消費者啓発講座の講師派遣、ビデオの貸出を希望される場合は、県庁県民生活課 (TEL 073-441-2345)
もしくは県消費生活センター (TEL 073-433-1551) までお申し込み下さい。

「見守り新鮮情報」メールマガジンに登録しましょう！

★内閣府のホームページ「消費者の窓」から登録できます。 <http://www.consumer.go.jp/>

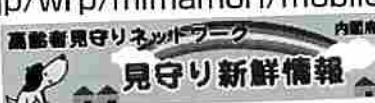
★携帯電話からも登録できます。

①URLを直接入力

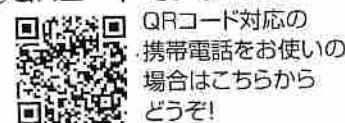
<https://mail.consumer.go.jp/wrp/mimamori/mobile>

③携帯電話から空メールを送付

mima@gmpw.jp



②QRコードでアクセス



春の交通安全

飲酒運転の根絶

○アルコールの影響で眠くなったり、集中力が散漫となって安全運転の妨げとなり、重大事故の原因となることを認識しましょう。

○家庭、職場、地域で「飲酒運転はしない、させない、運転する人に酒を勧めない」を徹底しましょう。

自転車の安全利用の推進

後部座席を含むシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

夜間事故防止のための反射材の普及促進

～もっとマナーを!! わかやま～

R100



PRINTED WITH
SOY INK

環境に配慮し、古紙配合100%の再生紙
及び大豆インキを使用しています